

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	1	分野	税制	担当課	税務課
要 請 事 項					
<p>低所得者ほど負担率が高く、社会保障の財源にもっともふさわしくない消費税の税率を引き上げないよう国に要請してください。</p>					

回答要旨

- 1 今後、確実に増加が見込まれる、医療、福祉などの社会保障や教育といった、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、地方税財源の充実が必要です。
- 2 その主な財源として、世代間、世代内の公平が確保され、世代を通じた幅広い国民が負担する消費税の拡充がふさわしいものと認識しています。
- 3 このため、国会における消費税率引上げを含めた「社会保障と税の一体改革」を巡る議論を注視してまいりましたが、同法案は、8月10日に参院本会議で可決され、成立したところです。
- 4 今後は、「給付付き税額控除」、「軽減税率」の導入など、低所得者対策について、引き続き議論が行われることとなっています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	2	分野	税制	担当課	市町村課・税務課
要 請 事 項					
<p>滞納整理では強権的な手法をとることなく、家族の状態、健康状態など生活全般を把握し、福祉部門との連携も図り、懇切な相談を行なうよう市町村への助言、支援を行なって下さい。</p>					
回答要旨					
<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税の徴収については、公正・公平に行なわなければならないことから、地方税法や国税徴収法など法令の定めにより、その業務が行なわれているところです。 2 これらの法令では、納税者が災害を受けた場合や財産がない場合、生活が著しく困窮する場合など一定の特別な事情がある場合には、「納税の猶予」や「滞納処分の執行停止」などの徴収緩和措置が定められています。 3 また、納税者の生活や生業の維持など種々の観点から、差押禁止財産が具体的に定められているところです。 4 これらの取扱については、法令に基づき適切に行なうよう引き続き助言に努めてまいります。 					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	3	分野	医療	担当課	市町村課・医療整備課
----	---	----	----	-----	------------

要請事項

県民のいのちと地域医療を守るために、県立病院はじめ公立病院の存続・拡充のため、医療予算を大幅に増やすよう国に要請してください。

回答要旨

県では、公立病院に関する財政措置の充実強化や医師不足の解消に向けた取組の強化などについて、全国知事会をはじめ、あらゆる機会を通じ、国に要望しております。

国においては、平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を決定し、平成23年度までの間に、過疎地、救急医療、医師確保対策及び周産期医療に対する財政措置の拡充、感染症医療及び公立病院の医師派遣に対する財政措置の創設が行われてきました。

また、平成24年度においては、災害時の医療提供に必要な診療用具、診療材料及び医薬品等の備蓄に係る財政措置の拡充が行われたところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	4	分野	医療	担当課	医療整備課
----	---	----	----	-----	-------

要請事項

医師・看護師確保等にむけた対策事業費を増額してください。

回答要旨

医師・看護師確保に係る各種事業の効果等を踏まえ、平成25年度当初予算要求等において、事業費の増額を検討してまいりたい。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	5	分野	医療	担当課	医療整備課
要 請 事 項					
県立3校の看護師等の養成定員を増員してください。					
回答要旨					
県立3校の定員数の増員については、県内における養成数の動向等を見て検討してまいります。					
(参考) 平成24年4月現在 県内看護職員養成校の状況					
<p>37校 (大学: 9、短大: 1、専修・各種学校: 26。高校: 1)</p> <p>1学年定員: 2, 547人 (前年比: +180)</p> <p>うち県立3校 (大学: 1、専修学校: 2)</p> <p>1学年定員: 200人</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	6	分野	医療	担当課	医療整備課 保険指導課
要 請 事 項					
医療費抑制を前提とする療養型病床削減計画の中止を国に求め、必要な医療を提供している現在の療養型病床数を削減しないでください。					
回答要旨					
<p>1 医療制度改革の一環として、介護保険が適用される療養病床は平成23年度までに廃止されることとされていましたが、昨年6月に介護保険法が一部改正され、介護療養病床の廃止期限は29年度末に延長されることとなりました。</p> <p>2 これまで県では、介護療養病床の廃止を前提に平成20年3月に、高齢者を取り巻く現状と課題、地域ケア体制の整備に関する基本理念、今後の取り組み・方向性及び療養病床転換推進計画などを内容とする「千葉県地域ケア整備構想」を策定し、平成24年度の療養病床の目標値を7,940床としました。</p> <p>3 しかし、本年6月末現在、療養病床数は9,869床 (介護1,800医療8,069) と平成19年4月1日現在の10,127床 (介護2,811医療7,246床) と大きな変動はないのが現状です。</p> <p>4 なお、介護療養病床の廃止については、参議院附帯決議で3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討することとされたことから、今後、国の動向等を注視していきたいと考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	7	分野	医療	担当課	疾病対策課
<p>要 請 事 項</p> <p>国指定56疾患以外の難病治療のための医療費助成制度を創設してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>特定疾患治療研究事業の趣旨が、希少難病に対する原因の究明及び治疗方法の開発であることから、全国的・統一的見地からの疾患の指定による事業の推進が望ましいものであり、県独自での疾患の指定を行うことは考えておりません。</p> <p>なお、難病患者への医療費助成については、現在、国の難病対策委員会において、幅広く公平に助成対象とすることを検討しているところです。</p> <p>県としては、対象疾患の拡大については、これまでにも国に対して、全国知事会や全国衛生部長会等を通じて要望してきたところであります、今後も引き続き要望してまいります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	8①	分野	医療	担当課	保険指導課
<p>要 請 事 項</p> <p>後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、公費負担の増額により、高齢者が安心して医療を受けられるよう國に要請してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>政府・民主党は、本年2月に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱において、後期高齢者医療制度の廃止などを内容とする高齢者医療制度の見直しを行うこととし、同制度の廃止に関する法案について、通常国会に提出する方向で検討していましたが、全国知事会等との意見が整わず、野党との合意が得られなかったことから法案提出に至りませんでした。</p> <p>その後与野党三党合意により、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」ことを内容とした社会保障制度改革推進法が8月10日に成立しています。</p> <p>県としては、全国知事会と連携しながら國の動向や同会議における議論を注視し、必要に応じて意見を提出していきたいと考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	8②	分野	医療	担当課	保険指導課
----	----	----	----	-----	-------

要請事項

千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、短期保険証発行を中止し、すべての被保険者に正規保険証を交付するよう働きかけてください。

回答要旨

短期被保険者証は、市町村が面談などによる納付相談等を行う機会の確保を図り、適切な納付に結びつけるため発行されます。

また、後期高齢者医療広域連合では、短期被保険者証の発行に当たり、被保険者の「特別の事情」や「負担能力」などを判断したうえで発行していると聞いています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	8③	分野	医療	担当課	保険指導課
----	----	----	----	-----	-------

要請事項

千葉県後期高齢者医療広域連合の保健事業へ県としての財政支援を行ってください。

回答要旨

被保険者に対する健診などの保健事業については、千葉県後期高齢者医療広域連合が市町村に委託して実施しているところです。

この費用については、基本的に保険料で賄うこととされておりますが、国から基準単価1／3が予算補助されているほか、市町村により実施状況が様々であること等から、県では同事業に対する補助は行っておりません。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	9 ①	分野	医 療	担当課	児童家庭課
<p>要 請 事 項</p> <p>9 子どもの医療費助成について</p> <p>① 子ども医療費助成事業に対する県の助成について千葉市を含む全市町村に対し2／3に増やすこと。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>本事業は、県と実施主体である市町村とが協力し、支えあうことで、長期安定的に運用できる制度を基本とし、実施してきたものであることから、現行の補助率は妥当であると考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	9 ②	分野	医 療	担当課	児童家庭課
<p>要 請 事 項</p> <p>9 子どもの医療費助成について</p> <p>② 対象年齢を通院、入院とも所得制限をなくし、中学校卒業まで拡大すること。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>1 入院医療費の助成については、保健対策上の必要性や保護者の経済的負担軽減の必要性から、本年12月から助成対象を中学校3年生まで拡大いたします。</p> <p>通院医療費の助成については、今後、財政状況を見ながら、これまでの対象拡大の効果を踏まえ、市町村の動向や医療現場の状況などをよく見極めながら、総合的に判断してまいりたいと考えています。</p> <p>2 なお、厳しい県の財政状況を踏まえると、子ども医療費助成事業を長期安定的に実施していくためには、当面、現行の所得制限は必要であると考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	9 ③	分野	医療	担当課	児童家庭課
要 請 事 項					
<p>9 子どもの医療費助成について</p> <p>③ 18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として実施するよう国に要請すること。</p>					
回 答 要 旨					
<p>1 子どもの医療費助成については、全国統一した助成制度の下に実施していくことが望ましいと考えています。</p> <p>2 県では、国において子どもの医療費助成制度を創設するよう強く要望しているところです。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	10	分野	医療	担当課	疾病対策課
要 請 事 項					
<p>ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防H.P.Vワクチンについて、国の財政で定期接種を実施するよう国に要請してください</p>					
回 答 要 旨					
<p>当該3ワクチンについては、平成24年5月23日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で、平成25年度以降の定期予防接種化が提言され、その接種費用の負担のあり方については、市町村等関係者と十分に調整し、検討するとされています。</p> <p>県では、これまでも、全国知事会等を通じ、国に定期予防接種化に伴う必要な財源措置を行うよう要望しており、今後も、国の動向を注視しながら必要に応じ要望してまいります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	1 1 ①	分野	介護保険	担当課	保険指導課
<p>要請事項</p> <p>安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。</p> <p>○介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。</p>					
<p>回答委旨</p> <p>介護保険制度については適切な公費負担を組み入れた社会保険方式として制度発足から10年以上が経過したところですが、年々増加する認定者数とともに、介護保険費用も発足時の約2倍に増加しています。</p> <p>保険財政の健全性を損なわないようするために、国において社会保障関係費について議論がなされていますが、県として国の動向を見守りたいと考えております。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	1 1 ②	分野	介護保険	担当課	高齢者福祉課
<p>要請事項</p> <p>安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。</p> <p>②特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を充実・復活すること。</p>					
<p>回答要旨</p> <p>特別養護老人ホームの整備のための国の補助金については要請いたしません。</p> <p>平成18年度に、三位一体改革により施設整備に係る都道府県交付金が廃止、一般財源化されたところであり、本県では「特別の地方債」による地方財政措置を活用して、1床当たりの補助単価を400万円としているところです。</p> <p>国に対しては、地方財政措置を拡充、継続するなど、平成25年度以降も引き続き地方公共団体に対する財政支援を行うよう、要望しているところです。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11③	分野	介護保険	担当課	保険指導課
----	-----	----	------	-----	-------

要 請 事 項

安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。

○要介護認定にあたり、一人ひとりの状態が適切に判定される仕組みに改めること。

回 答 要 点

平成21年10月から、要介護認定の調査方法（麻痺等・拘縮の評価項目について認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況が異なる場合は、より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載するなど）が見直されました。

県としては、引き続き介護認定関係者の研修会を開催するなど、要介護認定が適切に行われるよう努めます。

また、昨年度より国から要介護認定の適正化を推進するにあたり、標準化された研修が行えるよう「研修パッケージ」が提供されており、本県においても活用しているところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11④	分野	介護保険	担当課	保険指導課
----	-----	----	------	-----	-------

要 請 事 項

安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。

○介護区分支給限度額を見直すこと。

回 答 要 点

介護区分支給限度額を見直す場合は、国等の介護給付費負担金や介護保険料の見直しも含んだ介護保険制度の在り方全般の見直しが必要となります。

県としては、国に対して、制度全般についての検証を行うとともに、介護保険制度の安定的な運営を確保するよう引き続き要望してまいります。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11⑤	分野	介護保険	担当課	保険指導課
<p>要 請 事 項</p> <p>安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。</p> <p>○要支援者1.2をはじめ軽度者についても制度発足時のように介護保険給付対象者とすること。あわせて介護予防・地域支援事業を活用するにあたり、一人ひとりの生活実態と要望を最優先にサービス調整できるよう県および市町村を支援すること。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>要支援1.2の軽度者についても、介護予防サービスが提供されています。</p> <p>また、介護保険法の改正により、24年4月から市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度（介護予防・日常生活支援総合事業）が創設されたところです。</p> <p>同制度を実施する場合、市町村・地域包括支援センターが利用者一人ひとりの状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するかを判断することになります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11⑥	分野	介護保険	担当課	保険指導課
<p>要 請 事 項</p> <p>安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。</p> <p>○利用料負担は『応能負担』とし、低所得者の保険料、利用料は無料とすること。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>介護保険制度は、共同連帯の理念に基づき、国民が費用を公平に負担することになっており、保険料については、「所得に応じて」、利用料については1割負担となっているところです。</p> <p>なお、「65歳以上の第1号保険料の低所得者軽減の強化」については、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において税制改革とともに、平成24年度通常国会への法案提出に向けて関係者の意見を聞きながら検討することとされています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11⑦	分野	介護保険	担当課	保険指導課
----	-----	----	------	-----	-------

要請事項

安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。

- 福祉用具の貸与について介護度だけでの判断とせず、ケアマネの判断でも利用できるようにすること。

回答要旨

要支援又は要介護1の軽度者については、「車いす」などの福祉用具の貸与は、原則として保険給付の対象としないこととされています。

しかしながら、介護支援専門員が市町村から入手した要介護認定の結果等から必要と判断した場合には、医師の医学的な所見を基に、その旨を書面で保険者である市町村に提出し、市町村の判断により軽度者についても保険給付の対象とすることができます。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11⑧	分野	介護保険	担当課	保険指導課
----	-----	----	------	-----	-------

要請事項

安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要望してください。

- ターミナルの場合、要支援・要介護度にかかわらず、主治医の判断ですみやかにサービスを利用できるようにすること。

回答要旨

がん末期の患者が、介護保険制度を利用して在宅で療養することを希望した場合の認定手続きについては、平成22年度より事務の迅速化が図られているところです。

また、介護サービスの利用について急を要する場合には、迅速な暫定ケアプランの作成、介護サービスの提供を行っております。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	11⑨	分野	介護保険	担当課	保険指導課
----	-----	----	------	-----	-------

要請事項

安心の介護保障制度実現のため下記のことを国に要請してください。

○介護報酬の総単位数に加算する方式を改め、国の財源による介護職員の抜本的な待遇改善を行うこと。

回答要旨

介護サービスを担う人材を確保するため、介護職員待遇改善交付金及び平成24年度から導入された介護職員待遇改善加算の効果を十分検証し、引き続き、安定的な運営が図られる報酬制度とするよう国に要望する予定です。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	12	分野	介護保険	担当課	健康福祉指導課
----	----	----	------	-----	---------

要請事項

介護職員の医療行為（痰吸引など）について県として責任を持って研修を行なってください。

回答要旨

県が実施する喀痰吸引等研修については、現在、研修の委託事業者を公募中であり、事業者が決定次第、研修を実施する予定です。

また、県に登録した民間の研修機関で喀痰吸引等研修を実施することも可能ですので、登録研修機関を増やすよう努めてまいります。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	13	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
<p>要 請 事 項</p> <p>国保保険者の都道府県単位広域化はやめ、今回法定化された財政運用の都道府県化を元に戻すとともに、国庫負担・補助金を増額することを国に要請してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>低所得者が多く財政基盤が弱い等、国民健康保険の構造的問題を解決するためには、国民健康保険のみならず医療保険全体の抜本的な改革を行い、給付と負担の公平を図り、安定的で持続的な制度とすることが不可欠であると考えています。</p> <p>県では、国に対し、全国知事会等を通じ、国保の抱える構造的問題を解決し、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を行うよう要望をしているところです。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	14	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
<p>要 請 事 項</p> <p>市町村国保に対する県の補助金を復活してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>市町村国保財政の安定的な運営を図るために、県では、医療給付費の一定割合の負担や、低所得者への保険料軽減措置分の補てんなどを行い、市町村を支援しているところですが、現下の厳しい財政状況にあっては、県の補助金の復活は難しいと考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	15-①	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
<p>要請事項</p> <p>短期保険証世帯、資格証明書発行世帯に対して、訪問調査などにより、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握し、「地方自治体」の判断によるとされている『特別の事情』を積極的活用し、正規の国民健康保険証を交付すること。</p>					
<p>回答要旨</p> <p>県としては、短期保険証の発行は納付相談機会の確保を図るものと考えておりますが、資格証明書を発行した世帯に対しても、可能な限り、文書、電話、臨戸等により接触を図るよう指導しています。また市町村が『特別の事情』の有無を判断するに当たっては、被保険者個々の実情を十分に勘案して、適切かつ公平に運用するよう指導しているところです。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	15-②	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
<p>要請事項</p> <p>年齢・障害・所得等に着目した保険料（税）の減免制度、とりわけ18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割り額の減免を早期に実現すること。</p>					
<p>回答要旨</p> <p>保険料（税）の減免制度は、災害、病気、収入減、生活保護基準該当等、経済的理由等により生活が著しく困難となった者等に対して、保険料（税）の納入義務の一部または全部を免除しようとするものです。</p> <p>保険料（税）の減免は、様々な状況下にある被保険者の負担能力を判断し、個々に決定るべきものであり、年齢、障害等で画一的な減免をすることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、一定の所得を下回る世帯の負担能力を考慮して保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する制度があります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	15-③	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
----	------	----	--------	-----	-------

要請事項

滞納を理由に受療権をはじめ給付サービス制限や生活を困窮させる差し押さえをしないこと。

回答要旨

差し押さえや給付サービス制限については、保険料（税）の滞納者に対する実効的な手段であり、滞納者と接触する機会の確保を図り、収納を確保する有効な手段として制度化されているものです。

その上で県は、文書、電話、臨戸等により納付相談の機会を確保し、保険料（税）滞納者個々の事情を十分に考慮したうえで、分納等の納付相談を実施するよう、また減免についても、滞納者個々の実情を調査し、分納や微収猶予によっても納付が困難であり、将来にわたっても収入の回復が見込めない等市町村長が減免の必要があると認める場合において、条例等に基づいて公平・適切な取扱いがなされるよう、保険者である市町村に対して指導しているところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	15-④	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
----	------	----	--------	-----	-------

要請事項

ただちに、国民健康保険法第44条に基づき、医療費一部負担金の免除申請制度を活用できるようにすること。

回答要旨

医療費の一部負担金の免除については、災害により著しい損害を受けた場合、農作物の不作や事業の休廃止等により収入が減少した時など、生活が著しく困難となった場合と認められるものに対して行うことができるとされています。

国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度については、平成22年度に国から取扱いについての通知が示されたところであり、適正な運用について指導しているところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	16	分野	国民健康保険	担当課	保険指導課
要 請 事 項					
<p>病気やけが、出産の時の休業補償として、「傷病手当」「出産手当」を強制給付とするよう国に要請してください。</p>					
回 答 要 旨					
<p>「傷病手当」等については、国民健康保険法第58条第2項の規定により任意給付とされています。</p> <p>これは、国保の被保険者が主として自営業者とその家族であることから、被用者とは異なり、疾病に伴う収入減少の形態が多様であり、労務不能の観念が不明確なことなどから、給付要件の確定が困難であるからです。</p> <p>さらに、年々厳しくなる国保財政の現状もあり、保険料の増加抑制の観点からも、この給付は国保になじまないと考えています。</p>					

番号	17	分野	保育	担当課	児童家庭課
要 請 事 項					
<p>「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」の条例化にあたり、現行の「千葉県保育所設置認可等の基準に関する指針」に基づきその水準を下回らないようにすること。</p>					
回 答 要 旨					
<p>最低基準の策定にあたっては、県内各市町村の地域性や、諸事情にも配意し、また、児童への保育環境の確保と待機児童の解消という両面の課題にも対処するため、現在、実施している学識経験者や保育関係団体等からなる「保育所最低基準条例検討委員会」で十分な協議を行い、慎重に検討を加え、千葉県の実情に即した条例を策定したいと考えています。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	18	分野	障害者福祉	担当課	障害福祉課
<p>要 請 事 項</p> <p>重度心身障害児者医療費助成の現物給付化をただちに実施してください。 あわせて所得制限をなくし、入院時食事代を無料化してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>現物給付化については、利用者の利便性の向上を図る観点と、本事業を将来にわたり持続可能なものとする観点のバランスを図りつつ、給付対象や給付方法も含め、本事業のあり方について総合的な見地から、市町村の意向も踏まえながら、引き続き検討をしていきたいと考えております。</p> <p>なお、今後も事業費の増加を抑えながら、本事業を将来にわたって継続していくためには、所得制限を設け、入院時食費代を助成の対象外とすることは、やむを得ないと考えております。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	19	分野	障害者福祉	担当課	障害福祉課
<p>要 請 事 項</p> <p>高齢障害者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障害者本人の必要性に応じて障害者施策と介護保険を選択できるよう国に要請してください。</p>					
<p>回 答 要 旨</p> <p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険法に規定による保険給付が優先されることになっています。</p> <p>その考え方は、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、基本的に、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになりますが、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、市町村において、障害福祉サービスの利用に関する利用意向を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>なお、サービス内容や機能から、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、障害福祉サービスに係る介護給付の対象になります。</p>					

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	20-①	分野	住宅改修・耐震改修	担当課	建築指導課・住宅課
----	------	----	-----------	-----	-----------

要請事項

耐震改修助成制度と住宅リフォーム助成制度との併用を認めた市町村に補助をすること。

回答要旨

県では、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的に有効な方法と考えております。

そこで、リフォーム工事の際に耐震改修をあわせて実施するよう、パンフレット等により普及啓発しているところです。

耐震改修を含むリフォーム工事を行った場合、耐震改修部分については、市町村が助成を行った費用について、県では補助を行っています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	20-②	分野	住宅政策・耐震改修	担当課	住宅課
----	------	----	-----------	-----	-----

要請事項

住宅リフォーム制度を創設すること

回答要旨

住宅の長寿命化施策の推進と地域経済活性化の点からも、住宅リフォーム制度がもたらす波及効果は大きいものと思われます。

しかし、市町村によりリフォームに対する需要が異なること、また県内に本社を持つ建設関係事業者は、様々な規模や地域の偏りなどがあることなどから、効果的な地域活性のための住宅リフォーム制度については、広域自治体である県で実施するよりも、市町村が地域の実情に応じて実施することが望ましいと考えています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	20-③	分野	住宅改修・耐震改修	担当課	建築指導課
----	------	----	-----------	-----	-------

要請事項

耐震改修工事にあたっては、「住民の命と財産を守る」ことを最優先とし、評点1.0以上に限定しない、市町村の簡易な改修工事への助成制度に対して補助をすること。

回答要旨

県では、民間戸建住宅の耐震改修の補助を実施する市町村への支援を、平成20年度から実施しております。

県の補助制度では、評点が1.0を上回るか否かにかかわらず、耐震性能が向上すると市町村が認めて補助する耐震改修工事についても、支援しているところです。

については、市町村への耐震改修補助制度の創設及び拡充の働きかけにあわせて、県の補助制度について、周知して参ります。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	21	分野	住宅改修・耐震改修	担当課	高齢者福祉課 障害福祉課 健康福祉指導課
----	----	----	-----------	-----	----------------------------

要請事項

高齢者・障害者・要介護世帯、生活保護世帯などのいわゆる「災害弱者世帯」への今すぐできる減災・防災対策としての家具転倒防止金具（器具）取付工事費助成制度について下記のことを実施してください。

- ①市町村の「工事費助成制度」に対して補助をすること。
- ②補助の条件として金具（器具）費用のほか、取付け工事費をも含んだものとし、当該市町村内の建設職人・中小建設業者に工事委託を条件にすること。

回答要旨

市町村の家具転倒防工事費助成制度に対しての補助は、現段階では考えておりません。

なお、現在、高齢者や障害者等への住宅改修助成制度として、国（厚生労働省）事業として『生活福祉資金貸付制度』を設け、千葉県社会福祉協議会において貸付事業を実施しています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	23-①	分野	生活保護	担当課	健康福祉指導課
----	------	----	------	-----	---------

要請事項

生活保護制度について下記のことを市町村に指導するとともに、県も率先して行ってください。

- ① 生活保護法第1条（目的）及び同7条（申請権）、並びに同9条（必要即応の原則）に基づき、申請者に対する申請の交付拒否、扶養義務者の扶養の不履行などを理由に「面接水際作戦」がないよう適切な運用を行うこと。

回答要旨

生活保護の申請に関する面接相談においては、「保護のしおり」の配布等により保護の受給要件等制度について十分説明をするとともに、申請権の侵害にならないよう、懇切丁寧な対応をするように、監査等において指導しています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	23-②	分野	生活保護	担当課	健康福祉指導課
----	------	----	------	-----	---------

要請事項

生活保護制度について下記のことを市町村に指導するとともに、県も率先して行ってください。

- ② 生活保護法の目的・趣旨である「自立支援」を阻害しかねない「貧困ビジネスとしての低額宿泊施設」への安易な誘導は行わないこと。

回答要旨

生活保護の適用に当たっては、生活保護法が定める最低生活の保障と自立の助長を目的として、無料低額宿泊所の利用を含め被保護者の状況を踏まえた適切な支援が行われるよう監査等において指導しています。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	23-③	分野	生活保護	担当課	健康福祉指導課
----	------	----	------	-----	---------

要請事項

生活保護制度について下記のことを市町村に指導するとともに、県も率先して行ってください。

- ③ 生活保護ケースワーカーの担当世帯数は少なくとも「標準数(80)」を上限とし、更に60対1としてケースワーカーの負担を軽減し、被保護世帯の生活保障と自立支援に適切な援助ができるよう改善すること。また特に相談・面接担当に派遣や嘱託職員を配置するのではなく、法の理念を熟知し経験豊富な正規職員が対応できるようにすること。

回答要旨

各福祉事務所に対し、職員の充足について文書で通知したほか、「標準数」を満たしていない福祉事務所に対しては、有資格の正規職員によりその充足を図るよう指導しているところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	24	分野	生活保護	担当課	健康福祉指導課
----	----	----	------	-----	---------

要請事項

廃止された老齢加算の復活と生活保護費の全額国庫負担を国に要請してください。

回答要旨

生活保護基準については、国民の消費動向や社会経済状況などを勘案して、厚生労働大臣が定めることとされております。

また、生活保護制度については、全国知事会として現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、その見直しを行うよう申し入れをしたところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	25①	分野	就学援助	担当課	教育庁企画管理部財務施設課
----	-----	----	------	-----	---------------

要請事項

就学援助制度についてすべての小学校、中学校の全保護者に知らせること。

回答要旨

児童生徒の就学援助事業は、市町村が行っており、制度の周知においても事業主体である各市町村が総合的な政策展開の中で推進すべきものと考えております。

なお、県教育委員会では、毎年、各市町村に保護者へ制度の周知をお願いしているところです。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	25②	分野	就学援助	担当課	教育庁企画管理部財務施設課
----	-----	----	------	-----	---------------

要請事項

就学援助制度の申請書は必要な人が誰でも利用できるように学期ごとに配布すること。

回答要旨

児童生徒の就学援助事業は、市町村が行っており、申込用紙の配布方法などについても、制度の周知として、事業主体である各市町村が総合的な政策展開の中で推進すべきものと考えております。

社会保障推進千葉県協議会からの要請に係る回答票

番号	25③	分野	就学援助	担当課	教育庁企画管理部財務施設課
----	-----	----	------	-----	---------------

要 請 事 項

申請場所は学校以外でもできるようにすること。

回 答 要 旨

就学援助制度の申請窓口については、事業主体である市町村において判断し、地域の状況等に応じて設置されるものと考えております。

現状では、就学援助制度の事務を、国が定めた「要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」に基づいて各市町村が実施しており、各市町村では、申請にあたって、校長の意見が必要であることから、学校を経由して受け付けています。